

# 変更届出書

年 月 日

蓮田市長 宛て

先に提出した保育園利用申込書について、次のとおり変更したいので届け出ます。

児童氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_  
児童生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
利用施設・  
第1希望園名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ -  
変更希望年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

☆ **変更内容（該当する番号に○）に必要な事項を記入してください。**

この届出は優先順位等を変更するための大切な届出です。申込内容に変更があった場合は必要書類を添付していただき、必ずご提出ください。

**1. 就労の状況の変更** （事実発生日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

就労の状況が変更になる方（父親・母親・祖父・祖母・その他（ \_\_\_\_\_ ））

- ア. 求職活動中→就労を開始（↓「2. 児童の預け先の変更」もご記入ください）
- イ. 育児休業中→就労を開始（↓「2. 児童の預け先の変更」もご記入ください）
- ウ. 就労先の変更
- エ. 就労→失業・退職〔求職活動中〕
- オ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

**※添付書類** ・就労を開始したり、変更した場合には就労証明書等を提出してください。  
・失業、退職した場合には就労確約書を提出してください。

**2. 児童の預け先の変更**

変更後の預け先

ア. 保育施設等に預けている

※こちらから在園（利用）を確認する場合があります。

〔 認可保育園 認可外保育施設 一時預かり 職場の託児所 幼稚園 その他（ \_\_\_\_\_ ） 〕

- ・利用施設名称（ \_\_\_\_\_ ）（電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ -
- ・利用開始日（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日） ・利用料（月額・日額 \_\_\_\_\_ 円）
- ・利用日（月・火・水・木・金・土・日 / \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分から \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分まで）

**※添付書類** 認可外保育施設又は一時預かりを利用する場合には、在園（利用）証明書を提出してください。

イ. 保護者が保育している（父・母）

保育場所〔自宅 勤務先 その他（ \_\_\_\_\_ ）〕

ウ. 保護者以外の方が保育している

保育者〔祖父母（父方・母方） その他の親族（続柄 \_\_\_\_\_ ） 友人（ \_\_\_\_\_ ）〕

エ. その他（ \_\_\_\_\_ ）

**3. 希望保育施設の変更**

希望保育施設（変更後）

第1希望 \_\_\_\_\_ 第2希望 \_\_\_\_\_ 第3希望 \_\_\_\_\_  
第4希望 \_\_\_\_\_ 第5希望 \_\_\_\_\_ 第6希望 \_\_\_\_\_  
第7希望以降 \_\_\_\_\_

※通園可能であれば、いくつでも希望ができます。

☆ 裏面もご覧ください ☆

4. 住所の変更 (事実発生日 年 月 日)

変更後住所 電話 - -

5. 世帯構成の変更 (事実発生日 年 月 日)

変更の理由 ( 結婚 ・ 離婚 ・ 同居 ・ 別居 ・ 出産 ・ 死亡 ・ その他 ( ) )

変更後の児童との家族状況

Table with 5 columns: 氏名, 児童との続柄, 生年月日, 職業・通学(園)先及び学年, 備考欄. It contains 7 rows for listing family members.

- ※添付書類
・結婚の場合は、配偶者の保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明書等)
・離婚等によりひとり親となった場合は、ひとり親であることを証明する書類(戸籍全部事項証明書等)
・離婚調停中の場合は、離婚調停(裁判)を証明する書類
・上記添付書類以外の書類をご提出いただく場合がありますので事前にご連絡ください。

6. 兄弟姉妹で申込む場合の利用条件の変更

- 兄弟姉妹同時に、同じ保育園でなければ利用しない。
□ 兄弟姉妹同時であれば、別々の保育園でも利用する。
→ □ 申込児童の各々が希望順位の高い園を利用することを優先する。
→ □ 下位の希望園でも兄弟姉妹が同じ園になることを優先する。
□ ひとりだけでも先に利用開始する。
→ □ どの子が先でも良い。
→ □ (児童氏名: ) から先でないと利用しない。
※ひとりだけでも先に利用開始する場合(注意)
・育児休業中に申込みをし、利用開始したときには、申込み時の就労証明書どおりに復職する必要があります。申込みの児童やその兄弟姉妹の育児休業であることを問わず、復職されない場合は利用解除となります。
・求職中のかたは3か月以内に就職し、就労証明書の提出が必要です。
→ 利用開始できなかった児童の入園について
□ 先に利用開始した児童と同じ保育園でなければ利用しない。
□ 先に利用開始した児童と別々の保育園でも利用する。

7. 兄弟姉妹が利用している場合の入園条件

- 兄弟姉妹が利用している保育園以外は希望しない。
□ 同じ保育園に空きがない場合は別の保育園でも利用を希望する。
※兄弟別々に利用開始したのち、同じ保育園への転園を希望する場合は、利用開始後、転園届を提出してください。

8. その他の変更

( )

※変更がある場合の提出期限

Table with 2 columns: 調整の種類(一次、二次、5月以降), 提出期限(令和2年12月11日(金)まで、令和3年2月17日(水)まで、利用開始希望月の前月10日(休日の場合は、翌開庁日)まで)

※提出期限が過ぎても申込内容に変更がある場合は、速やかに変更届出書を提出してください。